

議案第118号

さいたま市教育職員の給与の特例に関する条例の制定について
さいたま市教育職員の給与の特例に関する条例を次のように定める。

平成25年6月17日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市教育職員の給与の特例に関する条例

(さいたま市教育職員の給与等に関する条例の特例)

第1条 この条例の施行の日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、教育職員（さいたま市教育職員の給与等に関する条例（平成13年さいたま市条例第110号。以下この項において「給与等条例」という。）第2条第2項に規定する教育職員で、埼玉県給与条例（給与等条例第3条第1項の規定によりその例によることとされる学校職員の給与に関する条例（昭和31年埼玉県条例第33号）をいう。以下この条において同じ。）第5条第1号に掲げる学校職員の例により埼玉県給与条例別表第1教育職給料表(1)の適用を受けることとなるもの及び給与等条例第4条第1項の規定により埼玉県給与条例別表第2教育職給料表(2)の適用を受けるものをいう。以下同じ。）に対する給料月額（学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年埼玉県条例第29号）附則第7項の規定の適用を受けることとなる教育職員にあっては同項の規定により給料として支給することとなる額を含めた額とし、埼玉県給与条例附則第6項の規定の適用を受けることとなる教育職員にあっては同項本文の規定によりその半額を減ぜられた額とする。以下この条において同じ。）の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、当該教育職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（第3項において「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

| 給料表 | 職務の級 | 割合 |
|----------------------|---------------------------|----------|
| 埼玉県給与条例別表第1教育職給料表(1) | 1級及び2級（36号給以上の号給を除く。） | 100分の4.7 |
| | 2級（36号給以上の号給に限る。）、特2級及び3級 | 100分の7.7 |
| | 4級 | 100分の9.7 |
| 埼玉県給与条例別表第 | 1級及び2級（48号給以上 | 100分の4.7 |

| | | |
|-------------|---------------------------|----------|
| 2 教育職給料表(2) | の号給を除く。) | |
| | 2級（48号給以上の号給に限る。）、特2級及び3級 | 100分の7.7 |
| | 4級 | 100分の9.7 |

2 特例期間においては、埼玉県給与条例第13条において準用する職員の給与に関する条例（昭和27年埼玉県条例第19号。以下この条において「埼玉県職員給与条例」という。）第21条第1項又は第3項から第5項までの規定による教育職員に対する給料の支給に当たっては、前項の規定にかかわらず、当該給料の額から、次の各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 埼玉県給与条例第13条において準用する埼玉県職員給与条例第21条第1項前項に定める額
- (2) 埼玉県給与条例第13条において準用する埼玉県職員給与条例第21条第3項前項に定める額に100分の80を乗じて得た額
- (3) 埼玉県給与条例第13条において準用する埼玉県職員給与条例第21条第4項前項に定める額に、同条第4項の規定により当該教育職員に支給される給料に係る割合を乗じて得た額
- (4) 埼玉県給与条例第13条において準用する埼玉県職員給与条例第21条第5項前項に定める額に、同条第5項の規定により当該教育職員に支給される給料に係る割合を乗じて得た額

3 特例期間においては、埼玉県給与条例第11条において準用する埼玉県職員給与条例第13条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、埼玉県給与条例第11条の2において準用する埼玉県職員給与条例第18条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該教育職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

（さいたま市教育職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の特例）

第2条 特例期間においては、教育職員に対するさいたま市教育職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成13年さいたま市条例第107号）第3条の規定によりその例によることとされる学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年埼玉県条例第28号）第12条第2項の規定の適用については、同項中「職員の

給与に関する条例第13条第1項（学校職員の給与に関する条例第11条において準用する場合を含む。）」とあるのは「さいたま市教育職員の給与等に関する条例（平成13年さいたま市条例第110号）第3条第1項の規定によりその例によることとされる学校職員の給与に関する条例第11条において準用する職員の給与に関する条例第13条第1項」と、「職員の給与に関する条例第18条第1項」とあるのは「さいたま市教育職員の給与の特例に関する条例（平成25年さいたま市条例第 号）第1条第3項」とする。

（さいたま市教育職員の育児休業等に関する条例の特例）

第3条 特例期間においては、教育職員に対するさいたま市教育職員の育児休業等に関する条例（平成13年さいたま市条例第108号）第3条の規定によりその例によることとされる職員の育児休業等に関する条例（平成4年埼玉県条例第6号）第32条の規定の適用については、同条中「職員が」とあるのは「さいたま市教育職員の給与の特例に関する条例（平成25年さいたま市条例第 号）第1条第1項に規定する教育職員が」と、「職員の給与条例第13条第1項（学校職員の給与条例第11条において準用する場合を含む。）」とあるのは「さいたま市教育職員の給与等に関する条例（平成13年さいたま市条例第110号）第3条第1項の規定によりその例によることとされる学校職員の給与条例第11条において準用する職員の給与条例第13条第1項」と、「職員の給与条例第18条第1項（学校職員の給与条例第11条の2において準用する場合を含む。）」とあるのは「さいたま市教育職員の給与の特例に関する条例第1条第3項」とする。

（公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例の特例）

第4条 特例期間においては、教育職員に対する公益的法人等へのさいたま市職員の派遣等に関する条例（平成13年さいたま市条例第303号）第4条の規定の適用については、同条中「給料」とあるのは、「給料の額からさいたま市教育職員の給与の特例に関する条例（平成25年さいたま市条例第 号）第1条第1項又は第2項の規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額」とする。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例の特例）

第5条 特例期間においては、教育職員に対する外国の地方公共団体の機関等に派遣されるさいたま市職員の処遇等に関する条例（平成13年さいたま市条例第304号）第8条の規定によりその例によることとされる外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年埼玉県条例第1号）第4条第1項の規定の適用については、同項中「給料」とあるのは、「給料の額からさいたま市教育職員の給与の特例に関する条例（平成25年さいたま市条例第 号）第1条第1項又は第2項の規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額」とする。

（端数計算）

第6条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。